

令和3年度第2回浦安市認知症総合施策検討委員会 議事録

1. 開催日時

令和3年8月27日(金) 午後7時から午後9時まで

2. 開催方法・場所

浦安市役所4階S2・3・4会議室、オンラインの併用

(委員)

鈴木委員長、勢司副委員長、岡崎委員、高橋委員、小島委員、池城委員、沖野谷委員、若月委員、八田委員、富永委員、浅地委員、青野委員、松本委員、河林委員、町山委員、春田委員、築地委員、並木委員

(事務局)

高齢者包括支援課：斉藤課長補佐、塚原、岩波、荒井

中央地域包括支援センター：森林副主幹

【議題】

- 1) 令和3年度の認知症施策の事業・進捗状況
- 2) 認知症条例について
- 3) 意見交換

【議事の概要】

1) 令和3年度の認知症施策の事業・進捗状況、2) 認知症条例について事務局より資料1-6を説明

委員：本人ミーティングに参加させていただき、進行をしたが、非常に良い雰囲気でも楽しくできたと思っている。会場も図書館で、天気が良く日が差していて、図書館利用者も窓越しに見える場所で、雰囲気よくできた。印象に残ったのは、ある参加者の方で、「病院に行って先生に診てもらったら(認知症の症状が)重症といわれるが、自分はそんなこと気にしていない」という意見に対し、周りの(認知症の)方も「そうだそうだ」と言って拍手していた。認知症ということ(自分で)理解されている方が来ているためそのような話になっているが、その中で葛藤や思いもあるでしょうし、自分は認知症と分かっているながらも周りの方はどう思っているのかを感じて過ごしているのだなということもよく分かった。事務局の説明でもあったが、ご家族という話もありましたし、認知症になった判断基準みたいなものは自分よりも家族がどう自分のことを見ているのか、どう評

働しているのが自分の認知症の判断基準になっている。こんなことを認知症の方が言えるのだと、みんなでわいわい話していた。そう思うと、条例の中でも家族というキーワードが大変重要になってくると思う。後からその方(本人ミーティングに参加した本人)の家族の方に話を聞いて、本人の思いと家族の思いが全然違うということが分かった。本人ミーティングで改めて「さまざま」ということがとても大切だと分かった。「ばらばら」でいいでしょうし、個人なので認知症であろうがなかろうが、人が集まっている場なので様々な意見がある場を本人ミーティングという形で開催できたのが良かったと思う。

3)意見交換

(1)基本理念について

委員：基本理念について、資料1でも本人から「顔見知りの方が一緒だと安心する」という意見があった。認知症の方がいきがいのある生活を送るためには、顔なじみのある方を増やしていく必要があると思う。前文の中で「認知症は、他人事ではなく、誰もが当事者及び関係者になり得るものである」という記載もある通り、認知症をすべての人が自分事と感じられるように、骨子案第3条の2項のところでステークホルダーについて記載があるが、その中に「市民」を入れるといいと思う。他の市町村にはない本市の特徴として、浦安は常住人口が17万人だが、昼間人口が25万人になるまちであるため、条例の骨子案第2条4号「市民」の定義の中に、「訪れる人」も加えて記載すると、認知症は浦安に関わるすべての人の課題であるということが伝わるのではないか。

事務局：骨子案第3条の2項について市民を入れるというのはぜひ取り入れたいと思う。骨子案第2条の「市民」の定義についても、浦安市の特色で、訪れる人について、実際に認知症の方がホテルで保護されたという事例があるため、民間事業所のホテルの方とも連携しながらケアできる体制を検討していきたいと思う。

委員長：骨子案第2条の定義に「市民」が入っているため、骨子案第3条2項に市民が入ってくるのは必然性があると思う。さらに、市民の定義の中に「訪れる人」が入ってくるという点について、昼間人口25万人もいる、それが浦安市の一つの特徴といえるため、定義の中に「訪れる人」を入れると浦安市の特徴が反映された条例になる、という先ほどの委員の意見はどうか。この委員会で先ほどの発言を受けて骨子案に反映するという方向でいいか。

(異議なし)

事務局：骨子案、基本理念1号の「本人の居住する場所にかかわらず」について、これは認知症の軽度から重度の方まですべての方の尊厳が保持されるということが伝えたいこと。しかし、軽度、中度、重度という表現はどうかということを検討した結果、「本人の居住する場所にかかわらず」とさせていただいた。そのため条例全体としては、例えば本人ミーティングでは、そこに出られる方はいいが、そうでない方、重度の方の尊厳も保持される、ということでご理解いただければと思う。

委員長：今回「訪れる人」をいれるというのは浦安市の特徴を反映するためいいと思うが、市としてやっていくとなるとそれなりの根拠が必要だと思うが、その点は大丈夫か。

事務局：規定するからには何か実行に結び付けられることを行っていかなければならないと思う。今後の検討課題ということにさせていただければと思う。

委員長：市民の定義を狭義でくくってなにかできるということでもなくなってきているというのも事実だと思う。委員会としては、せっかく委員会で出た意見のため、「訪れる人」も含めて、広い意味で考えていってほしいというのが共通の意見だと思う。しかし、簡単にできることとそうでないことがあると思うためその辺も含んでいけたらと思う。

委員：骨子案を作成するにあたって、事務局としては本人・家族の意見を聞くことを必要不可欠とされて、これまで個別ヒアリングやアンケートを実施し、その都度検討委員会で報告していただいていた。そうした中で、これまでの本人・家族の意見がこの条例にどのように反映されているのか教えていただきたい。

事務局：これまで本人・家族から様々な意見を伺うことができた。

本人から「認知症であっても役割がほしい」という意見をいただいた。また、ワークショップで介護事業者やご家族からも「本人の役割や生きがい」を大事に関わっているお話を伺った。それを踏まえて骨子案第3条基本理念2号のところで、「本人とその家族等の役割が損なわれることなく、自分らしく社会とつながり」ということを入れさせていただいた。新たな役割というより、どちらかという、「今までやってきた役割が損なわれない」ということが大切なのではないかと思い、本人の意見を入れさせていただいた。

また、本人ミーティングにおいて、「周囲の人の理解もあるが、家族に理解してほしい」という意見もあり、骨子案第6条1項で「家族等は、前条の本人の役

割を実現するため、認知症の正しい理解をもって、本人の意思を尊重するよう努めるものとする。」としている。本人ミーティングでの意見のほか、認知症サポート医のご意見の中で、家族で認知症に対してネガティブなイメージを持っていらっしゃる方もいるという意見があり、身近な家族の存在は大切なのではないかと思います、骨子案に入れさせてもらった。

また、「ひとりは寂しい、みんなで交流できる場が欲しい」という意見を多数いただいたため、骨子案第 8 条の地域組織の役割の中に、地域での支え合いやコミュニティをいれている。また、骨子案第 12 条で地域社会の一員として、社会参加の機会が確保されるよう、と入れている。

また、役割のところと関連し、本人からのヒアリングにおいて「これまで仕事をしてきたため、(認知症になった)今でも仕事をしたい」という話、認知症があるが生き生きと就労されている本人の話を踏まえ、骨子案第 9 条の事業者の役割のところ、認知症の人及びその家族が働きやすい環境を整備し、といれている。また、骨子案第 12 条のところ、事業者の皆様にも求めるだけでなく、市としても就労の機会が確保されるような必要な施策を実施すると入れさせていただいた。

委員長：事務局の説明を伺う限り、可能な限り（本人、家族の）意見を反映し、骨子案を作成したということ承った。

(2)市の責務、家族・関係機関・事業者・地域組織・市民・本人の役割について
委員：骨子案第 7 条の市民の役割について、先ほどあった、市民の定義の中に「訪れる人」を入れることを踏まえると、骨子案第 8 条 2 項の内容で「市が実施する」と表現すると「訪れる人」にとっては少し遠いような気がする。「市が実施する」というところを検討し直したほうがいいと思うがどうか。

事務局：再考させていただきたいと思う。

(3)主な取り組みについて

事務局：取組の内容については施策の方向性を説明させていただいている。意思決定支援と権利擁護をいれさせていただいた。この条例は軽度の（認知症の）方だけでなく重度の（認知症の）方も含めている。地域包括支援センターの業務で権利擁護が非常に大きなウエイトを占めていて、高齢者虐待やセルフ・ネグレクトなどハイリスクの方の対応をしていただいている。日本医療政策機構が作成した中間報告書に評価指標はないが、ここは日頃奮闘している地域包括支援センターの職員の方々にとっても支えになるようにしたいという思いがあり骨子

案第14条に権利擁護を入れさせていただいた。他市の条例でもここまで詳しく書かれているところはあまりないが、表現としてはハイリスクの方の支援も対応させていただくという意味も込めて入れさせていただいた。

事務局：これから浦安市が高齢化していくと考えると、認知症の単身の方や、夫婦のみ世帯の方が増えていくため、成年後見支援が重要になってくると思う。また、高齢者虐待が増えてきている中で、ご家族の認知症の正しい理解をもって、本人の意思が尊重できるような形をとっていきたい。また、ご家族へも支援をしていき、家族の尊厳や権利も守っていくということを併記させていただいている。

事務局：権利擁護の内容に関連して、前年度を振り返ってみると、高齢者虐待を認定したケースで要介護認定をすでに受けていたケースが9割型であった。そう考えると骨子案第14条に権利擁護があるが、骨子案第10条関係機関の役割のところに関係機関の方々から家族に相談先を紹介することや、正しい知識の理解に向けた助言を行う、といった内容を入れたいと思う。また、それに関連し、骨子案第6条の家族の役割に、家族側もできるだけ早めの相談に行くといった動きをしてもらうことを含め、検討したいと思う。

(4) 条例のポイント、伝えたいことについて

委員：(資料3条例のポイント、伝えたいことの内容に関して)「認知症に対してネガティブな感情を持っている人が認知症になるとその感情に縛られてしまう」という表現について、ポジティブな理解促進として、言い方を工夫できないか。

事務局：高齢者保健福祉計画第8期のアウトカム指標として、「自分が認知症になった時に自分が認知症であると周囲の人に言える方」の割合を調べさせていただいている。認知症に対して偏見がある方が認知症になってしまうと、(自分が認知症であることを)周囲に言えなかったり、行動心理症状に影響が出てしまったりするのではないかと思う。そうではなく、認知症になった後も自分らしい暮らしをしている方は実際にいる。そういうことを認知症になる前から知っておくなど、自分が認知症になったらどうするかを常に考えていただきたい。そのためには、(認知症になっても)なんとかなるさではないが、そんな思いを持つておくことが必要なのではないかという意味で書かせていただいたが、表現については再考する。

委員：骨子案は今までの委員会の意見が反映されていて、イメージしていること

を文言にすることは難しいと思うが、良くできていると思う。方向性は前向きな方向性でいいと思う。細かい表現などは他の委員の意見もあり、変える部分もあると思うが、方向性はいいと思う。

委員：他の自治体との比較表を見ると、今後もいろいろな自治体で(認知症条例が)作られていくと思うが、新しい価値観やよりよい条例がたくさん出てくると思う。ここで(条例の内容を)決めて終わりではなく、作った後も皆で考えてより良いものをつくっていくなどそういう動きがあるといいと思う。自分の仕事上、認知症の方を守るという発想を持ちがちだが、今日話を聞くと、(認知症は)無理やりポジティブに考えるものでもないと思うので、認知症について考えたり、向き合ったりするという考え方でいいと思った。

委員：骨子案をみて、ここまでつくるのに尽力されたと思う。内容に関して、方向性はこれでいいと思う。重箱の隅をつつくようなことと言わせていただくとすれば、骨子案 15 条医療介護連携の推進の内容で、早期発見、早期対応は重症化するのを遅らせるためにも体制を確保していくというのは大事だと思う。しかし、骨子案第 15 条の項目が医療・介護の連携推進となっているのに、早期発見・早期対応だけで終わってしまうのはもったいないと思う。その先の対応を確保することで本人らしく生活していくことを支援できる体制を進めていくことができるのではないかと思った。関係機関の役割が骨子案第 10 条で示されているため、そこまで気にすることでもないかと思うが、連携の推進が早期発見・早期対応を確保するだけで終わってしまうというような、あらぬ誤解を与えてしまうことがあったら心配だと思った。認知症は治るものではないため、重症化していくのにあたって早期発見・早期対応が大切であり、そのあとのフォローも大事になるからこそ、早期の対応が大切だというニュアンスが伝わっていくようになれば、より市民の方に受け入れやすい条例になってくるのではないかと思った。

また、骨子案第 11 条 2 項の理解の推進、不当な差別を受けることがなく、という内容で、普及啓発をすることで差別がないような社会をつくっていく、また差別がないよう気をつけることで普及啓発を進めていくという総合的な意味合いだと思うが、留意するという表現ではなく、もう少し強めに表現してもいいのではないかと思う。

委員：骨子案は言葉を選びながらつくっていただいたと思う。条例を定めることで、市民の方の良い意味での意識改革をできるのではないかと思う。骨子案の内容(対象)が軽度者の方かと思っていたが、事務局から中度者、重度者の方も含む

という話を聞いて安心した。情報社会のため、家族の方は認知症に関する症状の理解があるが、家族の方々の中には、(認知症に関して得た知識の)症状と、実際の(認知症の方の)症状がマッチングしないという方もいる。うち(の家族)は認知症じゃないかもしれないという方の話も聞くことがある。家族の正しい理解、症例など、家族の人が勉強できる機会があれば、認知症に関してより幅広く理解できれば家族内でもお互いに(認知症についての)理解が深まるのではないかと思った。

委員：骨子案第6条で、家族の役割が載ったことは非常に大きいと感じた。認知症の家族で、(認知症の)祖父・祖母をデイサービスに送り出す時に、(デイサービス職員に)「おじいちゃん、おばあちゃんは今日迷惑かけませんでしたか。」などと(家族が職員に負担をかけることを心配する)場面に遭遇することがこれまでであって、これ(認知症条例の内容の中に家族の役割)があることで家族が「全部を抱え込まなくてもいいのだ」ということが(家族の)救いになると思う。そこから認知症の方を大きく受け止める、そのような助けになるのではないかと感じた。また、先ほどネガティブなという意見もあったが、本人ももしかしたら(認知症かもしれない)という不安を抱えながら診断を受けて、「やっぱりかあ」などなんとも言えない気持ちを抱えつつ、一緒に過ごし支える家族も「やっぱりそうだったのか」と感じつつ、少しずつ(症状が)進んでいくとずっとポジティブにいられないときもあると思う。ネガティブにもなりつつも周りと関わっていく中で、「こういう良い部分もあるんだな」などそういうところをしっかりと本人、家族に感じてもらうことで少しずつポジティブに変換されていけばいいと思う。やはり関わる方達の言葉かけや知識もそうだが、どれだけ活躍できているのか、こんな役割があるのだ、などそういうことが正しく本人、家族に入っていくと、よりこの条例が生きてくると思う。

委員：骨子案の内容はよくできていると思う。周知の部分について、市民の方により広く認知症のことを理解していただくことが浸透していくような形になることが大切だと思う。実際、数年前に地域の自治会で認知症サポーター養成講座を行い、先日(市民の方が)認知症サポーター養成講座の資料をもって「家族が認知症なのではないか」と相談に来た方がいた。逆に、家族で(認知症の方の)介護の方法の知識不足から間違った対応をとってしまうケースもあり、相談先も含め、相談できる場所で正しい知識と理解を持ってもらい、適切なサービスにつながるような形で、家族、本人の負担が軽減できるような条例が広く浸透していけばいいと思う。

委員：業務の中で、認知症の方を介護している家族の相談が増えてきているように感じる。その中で、ご家族が認知症に関する知識・理解が少ないと、(そのご家族に)認知症サポーター養成講座の紹介をしたり、認知症なのか悩ましい方には、専門の先生に診てもらってはどうかと提案をするなど、そのご家族に合った対応をしている。すぐには解決しないことも多いが、包括の職員が認知症支援推進員や初期集中支援など、今回の条例に関わっている役割、意味を持たせていただいている、日々の相談業務にその役割が少しずつ生かしているなど、今日改めて理解した。資料3条例の伝えたいポイントの中で、(認知症の)本人だけでなく、介護している家族の尊厳を守る体制を整備するというのが重く受け止めたところで、条例の中で生かされていくのありがたい表現だと思った。

委員：条例の内容は、具体的な策を記入したほうがいいのではないかと考えていたが、事務局の説明を聞いて、深い意味があるとわかった。認知症サポーター養成講座や認知症ケアパス、認知症カフェなど認知症の施策がもう少しあるのかと考えていたが、具体的な表現をあえて出さないということを理解できた。条例を作るに当たって「やさしい言葉、分かりやすい言葉」ということもあり、ある程度やさしい言葉で書かれているが、権利擁護の部分はもう少し柔らかい表現にしたほうがいいのではないかと考えた。お一人暮らしの認知症の方、重度の認知症の方にとってもこの認知症条例はいいと思っている。事務局からの説明で、小学生向けの認知症サポーター養成講座について説明があったが、地域全体の認知症の理解を推進するため、地域包括支援センターも様々なところで認知症サポーター養成講座を行っていかなければいけないと思った。

事務局：具体的な項目に関して、各市で考え方がそれぞれあり、例えば名古屋市は認知症カフェという言葉が条例に入っている。名古屋市は、市の事業として認知症カフェを育てていくということがうまくいっており、日本の中でも人口当たりの認知症カフェ数が多い。そういったことがあれば、具体的に条文に載せることができると思う。事務局としては、骨子案第19条に認知症施策推進計画を立てていくというのを入れている。衆議院に認知症基本法案が提出され、その中でも認知症施策推進計画を定める、となっている。浦安市高齢者保健福祉計画の中で、厚く認知症に関する内容は書かれているが、こちらも活用しながら認知症施策推進計画を作っていく。認知症施策推進計画の中で具体的な施策を入れていこうと思っている。

事務局：警察との連携の話も出たが、骨子案第17条に、広域連携の推進を入れさせていただいている。本市の特徴だと思うが、行方不明高齢者の方が市外で発

見される場合もあるため、近隣の市町村との連携、警察との連携も必要だと考え、条文に入れさせていただいている。

委員：先ほど「市民」の(定義の)中に、「訪れる人」を入れるという意見も出たが、他の自治体と関わることもあるため、その双方(浦安に訪れる方、浦安で暮らしている方)に対応できるような条文に仕上げていきたいと思う。

委員：事業者の立場では、認知症の方との接点はあまりないというのが現実。しかし、それなりに認知症の方がいるというのも現実だと理解している。骨子案第9条事業者の役割という内容の中で、従業員の方や事業者の方、こういった方々が(認知症についての)正しい理解をすることによって、就労を希望する認知症の方々も受け入れられる環境ができていくのではないかと考えている。今回の条文の内容を拝見しながら、事業者の立場として何かひとつでも条例の助けになればと思う。

委員長：分かりやすい言葉にしてほしいとの意見が今日も委員から出ていたが、分かりやすい条例になっているのではないと思う。今後法規審査もあり、言葉が固くなっていくのではないと思うが、わかりやすい言葉で、ということを理解していただきながら進んでいったらいいと思う。また、今日出た意見を参考に、(条例内容を)再考していくと思うが、迷ったらもう一度本人に聞いてほしいと思う。折に触れて当事者の方の意見を聞く機会を設けていただくのがいいと思う。